

## 「豊中市不妊症治療費等助成事業」申請の手引き(申請案内)

### <事業の概要>

#### ■ 不妊症治療費等助成事業とは？

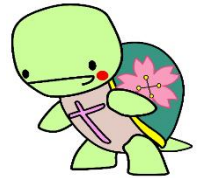
不妊症の検査又は治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、それらに要した費用の一部を助成する制度です。

★保険適用された不妊症検査及び治療にかかった自己負担部分について、夫婦1組につき1年度5万円を上限に助成します。

★申請回数は1年度につき1回です。

★助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。この手引きをよくお読みいただき、要件を確認してから必要書類のご用意をお願いします。

★令和4年(2022年)9月1日受付開始



豊中市保健所  
公式キャラクター  
とよなっカメ

## 1 助成内容

### (1) 助成対象となる検査及び治療

保険医療機関・保険薬局で受けた不妊症の検査・治療のうち、保険適用されたものが対象となります。(自費診療のものは対象となりません。)

不妊検査	女性側	超音波検査、内分泌検査、感染症検査、子宮鏡検査 卵管疎通性検査 等
	男性側	精液検査、内分泌検査、画像検査、精子受精能検査 染色体・遺伝子検査 等
一般不妊治療	タイミング法、人工授精 等	
生殖補助医療	体外受精、顕微授精 等 男性不妊手術(精巣内精子採取術(TESE)) 等	
薬物治療	上記治療のため、保険薬局で医師の処方箋に基づき調剤された医薬品	

※オプション治療等を併用したため、保険が適用されない場合は、上記の検査・治療であっても対象外となります。

※第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療は保険適用外のため、助成対象外です。

※文書料、入院時食事療養費・差額ベッド代などは、対象外です。

### (2) 助成対象となる期間

★令和4年(2022年)4月1日以降に実施した不妊症の検査又は治療

### (3) 助成対象となる費用及び上限額

★助成対象費用は、健康保険が適用された検査・治療について、実際に自己負担した額(通常3割)です。

★助成金額は、夫婦1組につき1年度に5万円を上限とします。

## (4) 助成回数

申請回数は、1年度（4月から翌3月まで）に 1回 に限ります。

※複数回の検査・治療をまとめてご申請ください。

（年間の合計額が5万円以上になる見込みであれば、5万円に達してから、まとめてご申請ください。）

## 2 助成対象者

※次の要件を満たす方に助成します

	要 件	備 考
法律婚の方	検査・治療費を支払った日から申請日までの連続した期間、法律婚の関係であり、かつ夫婦いずれもが豊中市内に住民登録があること。	●夫婦どちらかが豊中市以外に住民登録がある場合は対象外です。
事実婚の方	検査・治療費を支払った日から申請日までの連続した期間、以下の①②とも要件を満たすこと。  ①夫婦のいずれもが継続して豊中市内の同一住所に住民登録をしていること。 ②検査・治療費を支払った日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。	●①同一住所であれば世帯分離していても可。  ●「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要です。 （3頁の⑤参照）

## 3 申請期限

申請期限は、「検査・治療費を支払った日の属する年度の翌年度の6月末」です。

例) 令和4年度分（令和4年4月～令和5年3月）は、令和5年6月末まで

## 4 申請先

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号 豊中市すこやかプラザ1階  
豊中市 こども未来部 おやく保健課 不妊症助成担当

※郵送される場合は、簡易書留や特定記録郵便などでお送りください。

（消印日を申請日として取り扱います。）

## 5 認定・支給の方法

申請された書類を審査し、承認された場合は交付決定通知書を、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は不交付決定通知書を後日送付します。

支給方法は、申請書記載の口座への振込によって行います。なお、助成金の振込までには2か月程度を要します。

## 6 必要書類

注意事項や「助成申請のQ&A」をご確認のうえ、必要な書類を全て揃えてご申請ください。  
提出された書類はお返しできません。

	書類名	注意事項
①	豊中市不妊症治療費等 助成事業申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書の記入には、消せるボールペン・修正テープ等は使用しないでください。</li> <li>●申請金額は領収金額の合計が5万円を超えていれば「5万円」、5万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。</li> </ul>
②	豊中市不妊症治療費等 助成事業受診等証明書(医療機関分) (様式第2-1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診した医療機関で証明を受けてください。</li> <li>●複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関ごとに作成を依頼してください。</li> <li>●対象検査・治療が上限5万円を超える場合は、5万円相当の証明書があれば、すべての医療機関の証明を提出する必要はありません。 ※受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。</li> </ul>
③	豊中市不妊症治療費等 助成事業受診等証明書(薬局分) (様式第2-2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊症の治療を受けた医療機関の発行する処方箋に基づき、調剤されたもの(保険適用分のみ)に限ります。</li> <li>●調剤された薬局で証明を受けてください。</li> <li>●複数の薬局を利用した場合は、それぞれの薬局ごとに作成を依頼してください。</li> <li>●かかった費用が上限5万円を超える場合は、5万円相当の証明書があれば、すべての医療機関・薬局の証明を提出する必要はありません。 ※受診等証明書の作成には、各薬局が定める文書作成料が必要となる場合があります。</li> </ul>
④	戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 【原本を提出/コピー不可】  ※原則不要ですが、法律婚で住民票が別世帯の場合と事実婚の場合は必要です。その場合でも、初めての申請時のみ提出いただき、2年目以降の申請時は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婚姻関係、婚姻日等を確認します。</li> <li>●住民票の続柄で夫婦とわかる場合は、証明の提出は省略できます。(住民票は市で確認するため、住民票の写しは不要です。)</li> <li>●事実婚の場合は、他に婚姻関係がないことを確認するため、両名の証明が必要です。</li> <li>●発行日から3か月以内のもの。</li> </ul>
⑤	事実婚関係に関する申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事実婚の場合のみ必要です。</li> <li>●同一住所に住民票があり、お住いの方に限ります。</li> <li>●同一住所であれば世帯分離をしても可能です。</li> <li>●初めて申請するときのみ提出が必要です。</li> </ul>
⑥	不妊症検査及び治療に要した費用の領収書及び診療明細書(コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●②・③で証明を受けた金額、検査・治療期間のものをすべて。</li> <li>●不妊症検査・治療にかかった費用のうち、<b>保険適用の額</b>が分かるもの。</li> </ul>
⑦	振込先の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通帳・キャッシュカード等、「金融機関名」、「支店名」「口座番号」、「口座名義人」の確認できるもののコピー</li> </ul>

※ ①, ②, ③, ⑤ の書式は市ホームページからダウンロードできます。

豊中市不妊症治療

検索



市ホームページ

## 助成申請のQ&A

Q1 途中で治療を中断した場合も助成されますか？

A1 助成されます。

Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、助成されますか？

A2 法律婚の場合、夫婦いずれもが豊中市に住民票がある場合は、別の住所であっても対象になりますが、事実婚の場合、同一住所にお住まいの場合が要件となるため対象になりません。

Q3 治療期間中に、(法律婚の場合で) 配偶者が単身赴任で住民票を他市に移していた時期がありますが、申請できますか？

A3 支払日から申請日まで、夫婦ともが継続して豊中市内に住民票があることが必要ですので、他市に住民票があった期間にかかる支払いは申請できません。

例) 単身赴任(住民票市外) 期間 R4.8/10~9/30、申請日 R4.11/10 の場合  
支払日 7/30 → 不可、 8/25 → 不可、 10/5 → 可

Q4 市外にある医療機関で不妊症検査及び治療を受けましたが、助成されますか？

A4 保険医療機関であれば豊中市以外の医療機関でも助成の対象になります。

Q5 医療機関で処方された漢方薬は助成されますか？

A5 不妊症治療として保険診療で処方された医薬品であれば助成されます。

Q6 医療機関の証明書作成にかかった文書料は、助成の対象になりますか？

A6 文書料や入院時の食事療養費など、検査・治療に直接関係のない費用は対象となりません。

Q7 助成対象になる不妊症検査及び治療に該当するかどうかわからないのですが？

A7 医療機関が保険診療で行った不妊症検査、及び不妊症治療のうち、保険診療で行われた一般不妊治療、生殖補助医療が対象となります。

ただし、不妊症の原因となる基礎疾患の治療は不妊症の直接の治療ではないため助成対象となりません。

Q8 住民票の写しは必要ですか？

A8 市で確認するため不要です。

Q9 戸籍全部事項証明は必ず提出が必要ですか？

A9 事実婚の場合は、他に婚姻関係がないことを確認するため、提出が必要です。

法律婚の場合は、住民票で夫婦関係が確認できる場合(世帯主+妻、世帯主+夫)は、証明の提出は不要です。ただし、別世帯等で確認できない場合は、提出が必要です。

Q10 戸籍全部事項証明は申請のたびに提出が必要ですか？

A10 初めての申請時のみ必要です。(2年目以降は不要です。)

ただし、婚姻関係の事実や事実婚に変更があった場合は、再度提出が必要です。

Q11 医療機関での自己負担額が上限金額(5万円)を超える場合で、薬局での支払いもある場合は、薬局の証明書や領収書も必要ですか？

A11 必要ありません。医療機関のみ又は薬局のみで5万円を超える場合は、どちらか一方の証明書と領収書があれば結構です。

Q12 2か所の医療機関で検査・治療し、2か所の薬局で薬の調剤を受けましたが、証明書は1枚でよいですか？

A12 証明書は医療機関(薬局含む)ごとに必要ですが、1か所で上限の5万円を超える場合は、該当する医療機関の1枚だけで申請して頂ければ結構です。

Q13 所得の制限はありますか？

A13 制限はありません。

Q14 年齢制限や回数制限はありますか？

A14 制限はありません。ただし、体外受精・顕微授精の生殖補助医療は、保険診療での年齢及び回数制限があります。詳しくは治療を受ける医療機関にご確認ください。

Q15 男性不妊治療のみの申請は認められますか？

A15 申請できます。ただし、申請は夫婦1組につき、1年度に1回に限ります。

Q16 申請期限はいつまでですか？

A16 申請期限は、「治療費を支払った日の属する年度の翌年度の6月末」です。

例) 令和4年度(R4.4.1~R5.3.31)の場合

支払日 R4.4.1 → 申請期限日 R5.6.30、支払日 R5.3.31 → 申請期限日 R5.6.30

Q17 申請できる年度の対象は、検査・治療した日ですか、実際に支払いした日ですか？

A17 領収書の領収日(支払日)が属する年度になります。

例) 検査日 R5.3.30、支払日 R5.4.2 の場合 → 令和5年度の申請対象です。  
(申請期間 R5.4.1~R6.6.30)

Q18 振込先口座の通帳等のコピーはなぜ必要なのですか？

A18 確認もれや記入誤りにより、正しく振込できないことを防ぐため、ご提出をお願いするものです。

Q19 振込先の口座名義は、誰の口座を書いてもよいのですか？

A19 夫婦いずれかの口座に限ります。

Q20 年間の上限額(5万円)に達するまで、複数回に分けて申請してもいいですか？

A20 申請受付は年度ごとに1回限りです。

上限額に達した時点か、年度末(3月末)までの分をまとめて申請していただくと、申請もれを防ぐことができます。

ただし、申請期限は支払いをした年度の翌年度の6月末までですので、必ず期限内にご申請ください。

Q21 助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

A21 申請書記載内容や添付書類に不備がなければ、2か月程度で支給できる見込みです。

ただし、申請期限(6月末)前は、申請が集中することが予測されますので、通常よりお時間がかかる場合があります。ご申請は、期限直前ではなく余裕をもってお願いします。

Q22 申請書の提出はどのようにしたらいいですか？

A22 郵送または直接下記窓口まで、必要書類をよくご確認のうえご提出ください。

なお、窓口受付はお待たせすることもございますので、できるだけ郵送をご利用ください。

◆その他のご質問やお問い合わせは、下記の申請窓口までお願いします。

<お問合せ・申請窓口(郵送先)>

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号 豊中市すこやかプラザ1階

豊中市 こども未来部 およこ保健課 不妊助成担当

電話：06-6858-2800



市ホームページ